

ビジネス総合保険制度

# 賠償プラス

ビジネスマスター・プラス〔事業活動総合保険〕

ご契約  
期間  
(保険期間)

平成28年7月1日(午後4時)～  
平成29年7月1日(午後4時)まで  
(このパンフレットは平成28年7月1日～  
平成29年7月1日の始期契約まで有効です。)

## 中途加入も毎月受付中

加入依頼書を毎月15日までに取扱代理店にご提出いただくと翌月1日から1年間の保険期間となります。

最大  
約66%割引

※詳細はP7をご覧ください。

契約者



日本商工会議所

引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

# 🔑 賠償プラスでまとめて安心!



自転車で配達中、子供をはねてケガをさせてしまった…。

## 賠償ユニット



顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。

# そなえて安心

お客様のご要望に応じた  
補償内容を設計!

## 休業ユニット



ゲリラ豪雨で浸水し、  
オーブンが故障したために休業した。

## 物損害ユニット



レジのお金を盗難されてしまった…。

**賠償プラスに  
加入していて、良かった！**



★パン屋さんの例



新規店舗オープン！

**もれなく安心**

新規事業や新たな事業所、  
一時的な出店も  
変更や追加の手続なしで補償！



物産展に一時的に出店！



お菓子の通販事業を開始！

# ご加入の流れ

## 1 加入プランを選択

貴社事業内容に応じて3つのプランからお選びください。

### ビジネスプラン ▶ P8



製造業・小売業・  
飲食業など

### 工事業プラン ▶ P14



工事業

### 物流業プラン ▶ P18



道路貨物運送業  
など

(注) 直近会計年度の年間の全売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)が50億円以下の事業者が対象です(物流業プランは売上高の制限はありません。)。また、一部対象とならない業種もあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 2 補償の対象とするユニットを選択

### 基本補償

### 選べる補償

#### ビジネスプラン



賠償ユニット



物損害ユニット



休業ユニット

#### 工事業プラン



賠償ユニット



物損害ユニット

#### 物流業プラン



賠償ユニット



休業ユニット

基本補償のみの場合は「賠償補償型」、選べる補償をセットすると「総合補償型」となります。

## 3 補償プランを選択

(ビジネスプラン・工事業プランの場合) 2つのプランからお選びください。

3

### W 充実補償のワイドプラン

補償内容が充実したプランです。

### E エコノミープラン

補償内容を限定したプランです。

## 4 ご契約金額・自己負担額の設定

## 5 オプションを選択

5

◆リコールに関する補償 詳しくはP24～P25をご覧ください。

◆情報漏えいに関する補償 詳しくはP26～P27をご覧ください。

◆その他のオプション 詳しくはP28～P29をご覧ください。

## 6 貴社の年間売上高のご申告(一部業種は延床面積もご申告いただきます)

## 7 お見積り

## 8 ご成約

# ご加入方法

## ① 必要書類

新規・中途・継続加入共通

- 日本商工会議所 「賠償プラス」 加入依頼書
- 預金口座振替依頼書(注)

(注)新規加入または継続加入で振替口座を変更する場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

## ② 掛金<sup>(注1)</sup>の払込方法

- 一時払の場合：掛金は補償開始月の翌月5日(休日の場合は翌営業日)に引き落としとなります。
  - 12回払の場合：掛金は補償開始月の翌月5日(休日の場合は翌営業日)より毎月引き落としとなります。
- なお、通帳へは「SMBCカイギショプラス」(注2)と印字されます。

(注1) 一時払の場合は年額保険料に制度維持費100円、12回払の場合は月額保険料に制度維持費100円が加算されたものです。制度維持費は事務手続き費用等に使用します。

(注2) 金融機関により通帳印字が異なるケースがございます。

## ③ 申し込み締切日

取扱代理店必着の期限となります。

- (1) 平成28年7月1日補償開始の場合：平成28年6月15日
- (2) 中途加入の場合：補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

### ■ 7月1日より加入の場合のスケジュール

6月	7月	8月
15日	1日	5日
締切	保険始期	掛金引落
	月末	
	発加入者証送	

① ユニットごとにご契約金額をお選びください。

	賠償責任等	●5,000万円 ●1億円 ●3億円 ●5億円 ●10億円
	受託貨物危険 (物流業プラン)	●100万円 ●500万円 ●1,000万円 ●2,000万円 ●3,000万円 ●4,000万円 ●5,000万円
	休業ユニット	●1,000万円 ●3,000万円 ●5,000万円 ●1億円 ●2億円 ●3億円 ●5億円

② 自己負担額をお選びください。

	賠償責任等	●なし ●1万円 ●5万円 ●10万円
	受託貨物危険 (物流業プラン)	●5万円 ●10万円
	工事業プラン	●1万円 ●5万円 ●10万円

### 売上高および延床面積の確認資料は、ご提出不要です！

※お客さまからご申告いただいた「直近会計年度の年間売上高(消費税込み)」または「契約時の延床面積」、新規事業者の場合は事業計画により保険料を算出します。保険料算出の基礎数字については正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

# 対象業種



## ビジネスプラン

次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 直近会計年度の年間の売上高が50億円以下
- 「販売対象業種」※1の年間売上高が全ての事業の80%以上
- 「引受禁止業種」※2を全くおこなっていない。
- 「条件付販売対象業種」※3が最も高い業種ではないこと。

※1 販売対象業種



製造業



卸売業



小売業



飲食業



理美容業



カラオケボックス



自動車整備業



ガソリンスタンド



洗濯業



不動産仲介業



専門サービス業



設計・デザイン業



情報サービス業



ソフトウェア業

※2～3については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



## 工事業プラン

次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 直近会計年度の年間の全売上高が50億円以下
- 年間売上高に占める工事の売上高の割合が80%以上

※ダム建設工事または単独の解体工事を行うことのある事業者の方は、この保険をご契約いただけません。別の商品をご案内しますので取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



## 物流業プラン

次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 次の事業の売上高が全売上高の80%以上  
「道路貨物運送業」、「倉庫業」、「梱包業」
- 貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者
- 次の貨物が主要な貨物ではないこと  
引越荷物、易損品、自動車、大型機械類(解体や据付けを行う場合)、生動物、現金、貴重品

※上記の条件をいずれかを満たさない事業者の方は、この保険にご契約いただけません。  
別の商品をご案内しますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## » 対象業務

**貴社のすべての業務**（一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。）

貴社が行う事業活動全般が補償対象となります。

### ビジネス プラン

新規出店や在庫高などの変動があってもご契約期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きが不要です。

### 工事業 プラン

ご契約期間中に貴社が行う工事<sup>(注)</sup>は自動的に補償の対象となりますので、個々の工事についての通知は不要です。

(注) 貴社が共同企業体(JV)の構成員(貴社が下請負人となる場合は除きます。)となる工事のうち、共同施工方式で行う工事については対象となりません。ただし、賠償ユニットでは、工事完了後の事故にかぎり対象となります。

### 物流業 プラン

ご契約期間中にトラックの入替が発生した場合の手続きは不要です。

## » 割引率について

一般の加入より**最大約66%割安**に加入できます。

- ◆物流業プラン(賠償ユニット)に対する最大の割引率です。
- ◆団体割引30%、フリート契約者割引40%、安全性優良事業所割引20%を適用した場合です。  
※個別の事業者における適用割引率は条件により異なります。

#### 【計算式】

$$(1 - 30\% \text{ 団体割引}) \times (1 - 40\% \text{ フリート割引}) \times (1 - 20\% \text{ 安全割引})$$

$$= 0.34 \rightarrow \text{最大約66\%割引}$$

- ◆ご加入プラン、補償の対象とするユニットにより適用される割引率は異なります。





## 賠償責任の補償

次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払します。 ※詳しくは別冊P2からP4をご覧ください。

### W 充実補償のワイドプラン

#### E エコノミープラン

##### 施設危険



フロアのタイルがはがれているのに気づかず、来訪者がつまづいてケガをした。

##### 施設危険



事務所の看板が落下し、通行人がケガをした。

##### 業務遂行危険



自転車で配達中、通行人とぶつかり、ケガをさせた。

##### 業務遂行危険



お客さまに出すお茶をこぼし、ヤケドを負わせてしまった。

##### 製造物危険



提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。

##### 製造物危険



製造した機械に不具合があり、納品先の従業員がケガをした。

##### 受託物危険



お客さまからお預かりしたコートを盗まれた。

##### 受託不動産危険



火災により借りている建物に損害が生じた。

#### 損傷のない財物の使用不能損害



爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

#### 人格権侵害



お客さまを万引犯と間違えてしまった。

#### 製造物自体の損害



製造、販売した電化製品に結線ミスがあり出火し、家屋とともに電化製品自体も焼失した。  
※電化製品のみが焼失した場合は、対象となりません。

#### 作業の結果自体の損害



機械組立作業の不備により、引渡後その機械が炎上した結果、工場とともにその機械自体も焼失した。  
※引き渡した機械のみが焼失した場合は対象となりません。

## 補償範囲

●日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

施設・業務遂行危険

製造物・完成作業危険

受託物危険

受託不動産危険

●日本国内で発生した貴社の業務上の行為による人格権侵害・宣伝障害に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。(ワイドプランのみ)

## α オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

### リコール事故も補償

製造物・完成作業リスクに起因して他人の身体障害や財物損壊が発生、もしくはその「おそれ」がある場合に実施するリコール費用を補償します。

※詳しくはP24からP25をご覧ください。



製造したベビーカーについて、脚が折れてケガをするおそれがあるため回収を行った。



食品加工機械が爆発しヤケドを負った。原因究明のため事故の原因となった機械の検査、回収を実施した。

### サイバーテロを含む情報漏えい事故も補償

個人情報・法人情報が漏えいしたこと、またそのおそれが生じたことにより、企業が負担する損害を補償します。サイバー攻撃（不正アクセス、ウイルス感染等）による損害賠償請求やマイナンバーの漏えいによる損害賠償請求にも対応しています。

※詳しくはP26からP27をご覧ください。



顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。



取引先にウイルス感染メールを送信し、取引先サーバー保管データが消去された。

上記以外にもさまざまなオプション補償を用意しております。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

## 保険金のお支払い事例

お支払い額	業種	事故の概要
3,027万円	小売業	デパートで買い物客の後方よりスキー板が倒れ、負傷。
1,965万円	飲食業	ビルでトイレ配水管が詰まり、階下に水濡れ損害発生。
451万円	製造業	納品した樹脂に異物が混入し、樹脂を使用した製品が使用不能に。

不良完成品、不良製造品・加工品リスクも補償対象です!

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払い保険金の額は異なります。



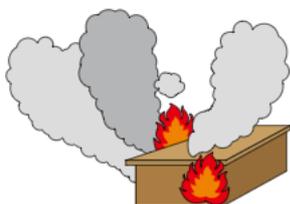
### 物損害の補償

次の事故によって、保険の目的（保険の対象）に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

#### W 充実補償のワイドプラン

##### E エコノミープラン

###### 火災、落雷、破裂・爆発



事務所で火災が発生し、  
什器が焼失した。

###### 風災・雹災・雪災



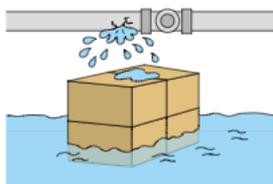
台風により倉庫が破損し、  
倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

###### 建物の外部からの物体の衝突、飛来など



お店に車が突っ込み、  
店舗内の設備がこわされた。

###### 給排水設備に生じた事故による水濡れなど



給水管が破損し、商品  
が水濡れした。

###### 騒擾、労働争議など



労働争議で設備、商品  
がこわされた。

##### 盗難



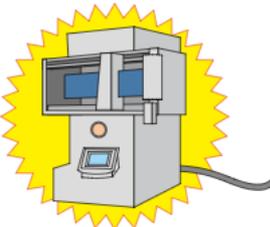
倉庫に泥棒が侵入し、  
商品が盗まれた。

##### 水災<sup>(注1)</sup>



大雨による洪水で事務所  
が水浸しになり、設備がこ  
われた。

##### 電氣的事故・機械的<sup>(注1)</sup>事故



過電流で機械がこわれた。

##### その他の不測かつ突発的な<sup>(注1)</sup>事故



商品を搬入中に誤って落  
とし、こわしてしまった。

##### 業務用現金などの盗難



事務所の金庫に保管していた  
現金が盗まれた。  
(1事故につき100万円限度<sup>(注2)</sup>)

(注1) 自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。  
(注2) 限度額を1,000万円に引き上げることも出来ます。

# 保険の目的 (保険の対象)

貴社所有の設備・什器等<sup>(注3)</sup>や商品・製品等<sup>(注4)</sup>が次の場所 (状態) にある場合に保険の目的 (保険の対象) となります。

※保険の目的 (保険の対象) の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは別冊P5からP6をご覧ください。


**すべての建物内**


**野積み**


**輸送中**


**一時持ち出し中**

(注3) 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。(以下同じです)  
 (注4) 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。(以下同じです)

建物内だけでなく輸送中、一時持ち出し中の動産も補償対象です!

## +α オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

**情報メディアに生じた損害も補償!**

記録媒体およびプログラム、データなどの情報メディアに生じた損害についても保険金をお支払いします。

**冷凍損害も補償!**

冷凍・冷蔵装置の機能停止などに起因する温度変化によって商品・製品等に生じた損害についても保険金をお支払いします。

# 保険金のお支払い事例

お支払い額	業 種	事故の概要
2,340万円	飲 食 業	天井裏から出火しラーメン店が焼損。
602万円	飲 食 業	上階からの漏水で店舗設備什器が水濡れ。
522万円	卸売・小売業	事務所に保管中の現金が盗難にあう。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払い保険金の額は異なります。

## 設備・什器等<sup>(注3)</sup>は新価ベースの保険金支払いです!

※保険の目的 (保険の対象) が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価額<sup>(注5)</sup>が基準となります。

(注5) 損害が発生した地および時における保険の目的 (保険の対象) の価額をいいます。



## 休業損失の補償

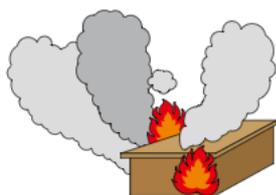
次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

※対象物件の種類・場所(次ページ「対象物件」ご参照)によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは別冊P7からP8をご覧ください。

### ① 対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

#### E エコノミープラン

##### 火災、落雷、 破裂・爆発



事務所で火災が発生し、什器が焼失し、営業を休止した。

##### 風災・雹災・雪災



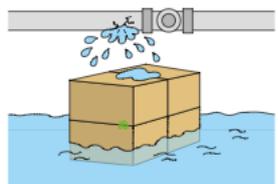
台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされたため、営業を休止した。

##### 建物の外部からの 物体の衝突、 飛来など



お店に車が突っ込み、建物がこわされたため、営業を休止した。

##### 給排水設備に生じた 事故による 水濡れなど



給水管が破損し、商品が水濡れたため、営業を休止した。

### W 充実補償のワイドプラン

#### 盗難



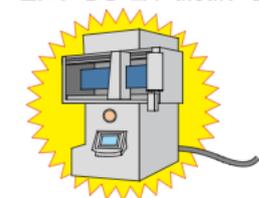
倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれたため、営業を休止した。

#### 水災



大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれたため、営業を休止した。

#### 電氣的事故・機械的的事故



過電流で機械がこわれたため、営業を休止した。

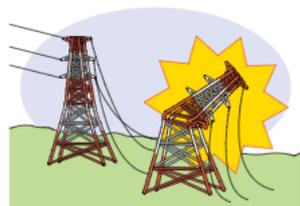
#### その他の不測かつ突発的な事故



機械を搬入中に誤って落とし、こわしてしまったため、営業を休止した。

### ② 次の事由が発生した結果生じた休業損失など (ワイドプランのみ)

#### 電気・ガス・水道等の供給の中断



事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。

#### 食中毒の発生など



提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。

## 対象物件

- ① 貴社所有のすべての設備・什器等<sup>じゅう</sup>や商品・製品等
- ② 貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③ 対象敷地内<sup>(注1)</sup>にある貴社が占有する①以外の財物
- ④ 対象敷地内<sup>(注1)</sup>に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤ 対象敷地内<sup>(注1)</sup>へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥ 供給者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

(注1) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

## 補償の対象となる休業損失の例

- 休業中の従業員の給与
- 営業利益の減少
- 仮店舗の賃借料の支払い
- など

## 次の保険金をお支払いします。

### 休業損失保険金<sup>(注2)</sup>

てん補期間内の喪失利益(収益減少額 × 利益率)と収益減少防止費用の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額に対して、1事故につき休業ユニットのご契約金額を限度にお支払いします。

※事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象となりません。詳しくは別冊P7をご覧ください。

### 営業継続費用保険金<sup>(注2)</sup>

営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。

(注2) 水災による事故の場合は、1回の事故で物損害ユニットの損害保険金(別冊P5ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

## 保険金のお支払い事例

お支払い額	業種	事故の概要
5,420万円	カラオケボックス	カラオケボックスより出火、建物および収容中の什器等 <sup>じゅう</sup> が焼汚損ならびに消防放水による水濡れ <sup>ぬ</sup> 損を被り、長期間営業を休止した。
1,000万円	飲食業	天井裏から出火しラーメン店が焼損。
648万円	飲食業	集中豪雨により、店舗が浸水し、休業した。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払い保険金の額は異なります。



# 工事業プラン



# 賠償ユニット

## 賠償責任の補償

次のような工事中や工事完了後の事故、事務所などの施設の所有・使用・管理に起因する事故、借用物の損壊事故といった事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※詳しくは別冊P2からP4をご覧ください。

### W 充実補償のワイドプラン

#### E エコノミープラン

##### 業務遂行危険



工事現場内にあるクレーンが倒れ、近隣の民家を倒壊させた。

##### 業務遂行危険



工場の製造ラインを改修工事中、誤って既存の設備をこわした。

##### 施設危険



事務所から漏水し、階下の店舗の商品を濡らした。

##### 製造物・完成作業危険



配線工事の配線ミスにより機械から出火し、工場を全焼させた。

##### 受託物危険



リース中の機械をこわしてしまった。  
※1回の事故につき500万円限度

##### 受託不動産危険



火災により借りている建物に損害が生じた。

##### 人格権侵害・ 宣伝障害による 賠償責任も補償!



工事現場に入ってきた通行人を、公衆の面前で拘束し泥棒呼ばわりした。

##### 工事完了後に事故が発生した場合の再施工費用も補償!



屋根の修繕工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビをこわしたため、再度屋根を修繕した。  
※1回の事故につき1,000万円限度

##### 損傷のない財物の 使用不能損害



爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

# 補償範囲

- 日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

施設・業務遂行危険

製造物・完成作業危険

受託物危険

受託不動産危険

- 日本国内で発生した貴社の業務上の行為による人格権侵害・宣伝障害に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。(ワイドプランのみ)

## α オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

### サイバーテロを含む 情報漏えい事故も補償

個人情報・法人情報が漏えいしたこと、またそのおそれが生じたことにより、企業が負担する損害を補償します。サイバー攻撃(不正アクセス、ウイルス感染等)による損害賠償請求やマイナンバーの漏えいによる損害賠償請求にも対応しています。  
※詳しくはP26からP27をご覧ください。



顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。



取引先にウイルス感染メールを送信し、取引先サーバー保管データが消去された。

### 工事の遅延損害も補償

原因事故<sup>(注1)</sup>が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害も補償します<sup>(注2)(注3)</sup>。

(注1) 保険金のお支払いの対象となる施設・業務遂行リスクに起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注2) 1回の事故につき、500万円または工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金のいずれか低い額を限度にお支払いします。

(注3) 損害賠償金と合算して、賠償ユニットのご契約金額が限度となります。

※詳しくはP29をご覧ください。

### 第三者医療費用も補償<sup>(注4)</sup>

工事現場または貴社施設内で第三者がケガをされた場合、損害賠償責任の有無にかかわらず貴社が支出した医療費用または葬祭費用をお支払いします。

(注4) 被害者1名につき50万円、ご契約期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。

### 建具等修理費用も補償<sup>(注5)</sup>

貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用をお支払いします。

(注5) 1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

# 保険金のお支払い事例

お支払い額	事故の概要
1億円	基礎工事に伴う杭打ち作業中、試掘調査不十分により地中埋設通信ケーブル、送油管を損傷。
684万円	施工した配水管の不良により漏水。
330万円	リース車両の破損。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払い保険金の額は異なります。



## 工事の目的物の損害の補償

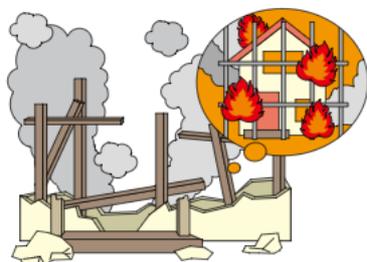
次の事故によって、保険の目的（保険の対象）に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※保険の目的（保険の対象）の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは別冊P9からP10をご覧ください。

### W 充実補償のワイドプラン

#### E エコノミープラン

##### 火災



建設中の家が火災により全焼した。

##### 設計の欠陥



設計ミスにより工事中の建物が倒壊した。(設計・材質・製作上の欠陥を除去するための費用は対象外です。)

##### 風災、雹災、雪災、水災



暴風雨・雪災・水災などにより建設中の建物が倒壊した。(地震・噴火・津波による損害は対象外です。)

##### 破壊行為



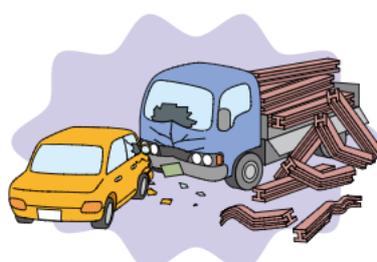
工事現場の仮設事務所が、夜間こわされた。

##### 盗難



仮設倉庫に置いていた工事用資材が盗まれた。

##### 破損



交通事故により陸上輸送中の工事用資材がこわれた。

### 橋梁工事における河川の増水による工事用材料の流出も補償!



橋梁工事を行っている最中、河川で洪水が発生し、堤外地内に保管していた工事用材料が流された。

# 補償の対象となる物 (補償対象物)

- 対象工事における工事の目的物
- 上記に付随する足場工、型枠工、土留工などの仮工事の目的物
- 工事中材料
- 工事中の電気配線、照明設備などの仮設物
- 工事中仮設材 (仮工事の目的物の一部を構成する資材)
- 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事中仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品

## α オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

### 工事中仮設備・工事中機械器具補償特約により、 工事中機械器具などの損害を補償!

(エコミープランの場合は、この特約をセットいただけません。)

上記補償対象物に加え、次のものが補償対象物となります。

- 工事中の発電器、バッチャープラント、受・変電設備などの据付型機械設備
- 建設機械、測量機器などの工事中機械器具およびそれらの部品 (金槌、鋸、金型などは含まれません。)
- 建設用工作車 (登録、車両番号の指定などを受けているものは対象となりません。)

※ご契約期間を通じて500万円を限度にお支払いします。



自社所有の建設用工作車が  
建設現場から盗まれた。

# 保険金のお支払い事例

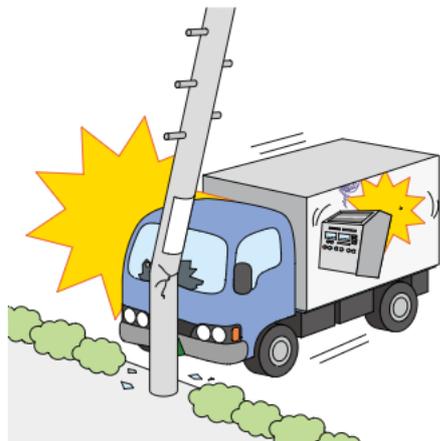
お支払い額	事故の概要
5,420万円	マンション新築工事の仮設事務所の火災。
956万円	店舗新築工事の集中豪雨による水濡れ。
323万円	マンション新築工事現場の電線が盗難。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払い保険金の額は異なります。



### 貨物に関する賠償責任(受託貨物危険)

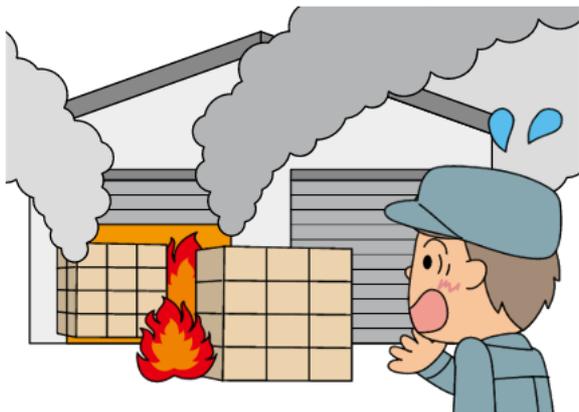
火災、盗難や輸送用具の衝突事故などの列挙危険の事故(次ページをご覧ください。)によって、貴社が受託した貨物をこわしたり、盗まれたりしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。



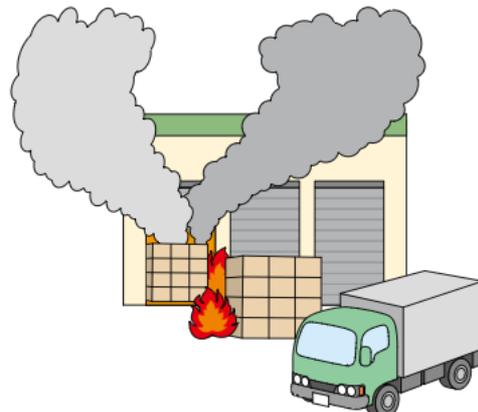
トラックの衝突事故により積載貨物である機械をこわした。



配送作業中にトラックから離れているときに積載していた貨物を盗まれた。  
(警察への届出がある場合に限りです。)



火災により自社倉庫にて保管中の貨物を焼失させた。



自社倉庫で火災が発生した結果、保管中の貨物は焼失しなかったものの、倉庫入口が崩壊したことにより貨物が遅配<sup>(注1)</sup>となったため、納入先が休業を余儀なくされたとして、納入先から損害賠償請求を受けた。

(注1) 次の①または②のいずれかの場合に、所定の期間<sup>(注2)</sup>を経過するまでに、荷受人などに貨物の引渡しができなかった場合、または不在通知票による通知ができなかった場合をいいます。ただし、貴社が荷送人から貨物輸送を直接引き受けた場合に限りです。

- ① 貨物の輸送用具に列挙危険事故が発生した場合
- ② 貴社が占有する建物、構築物の所在する敷地内において火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災<sup>ひょう</sup>、雪災が発生した場合

(注2) 貨物受取日の翌日から起算して次の①から④までに掲げる日数を合算した期間となります。

- ① 集荷期間: 1日(集荷を行う場合)
- ② 発送期間: 1日
- ③ 輸送期間: 運送距離170kmごとに1日(端日数は切上げ)
- ④ 配達期間: 1日(配達を行う場合)

# α オプションの補償

## 受託貨物危険オールリスク補償特約

列挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって貴社が受託した貨物をこわしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、貨物の種類によっては、補償の対象とならない事故や保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。



### ■列挙危険とオールリスクの補償範囲(主なもの)

事故の種類	列挙危険	オールリスク
火災・落雷	○	○
輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁または座州	○	○
破裂・爆発	○	○
風災・雹災・雪災・水災	○	○
給排水管・湿度調整装置などからの蒸気・水の漏出・溢出	○	○
スプリンクラーからの内容物の漏出・溢出	○	○
盗難(警察への届出が必要です。)	○	○
破損・曲り損・凹み損・汚損	×	○
汚損・擦損	×	○
紛失・不着	×	○
混入・汚染	×	○
虫食い・ねずみ食い	×	×
自然の消耗・固有の欠陥・性質	×	×
荷造りの不完全	×	×

○:補償の対象、×:補償対象外

### ■保険金のお支払いが制限される貨物の補償範囲

貨物の種類	受託貨物危険オールリスク補償特約をセットしない場合	受託貨物危険オールリスク補償特約をセットする場合
青果物・生鮮食料品・植物	列挙危険	列挙危険
冷凍・冷蔵貨物・保温・保冷貨物	列挙危険 温度変化損害補償対象外	オールリスク 温度変化損害補償対象外
中古貨物	列挙危険 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、 掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外	オールリスク 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、 掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外
引越荷物・個人の家財	列挙危険 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、 掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外	オールリスク 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、 掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償対象外
バラ積貨物・タンク入液状貨物	列挙危険 容積・重量減補償対象外	オールリスク 容積・重量減補償対象外
コンテナ自体	受託物危険で対象	受託物危険で対象
自動車・バイク・原付	×	×
家畜・生動物・生魚	×	×
貨紙幣類	×	×
美術品・骨董品・宝石・貴金属類	×	×

×:補償対象外

## 保険金のお支払い事例

お支払い額	事故の概要
775万円	受託貨物(電子ピアノ)の運搬中、トレーラーが横転し、貨物を破損させた。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払い保険金の額は異なります。



# 物流業プラン

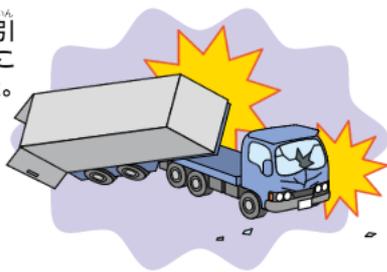


## 賠償ユニット②

### 借用財物に関する賠償責任(受託物危険)

パレットなどのリース・レンタル品やコンテナ、被<sup>ひ</sup>牽<sup>けん</sup>引<sup>いん</sup>車両などの借用財物をこわしたり、盗<sup>ぬす</sup>まれたりしたことにより、借用財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

借用したトレーラーを牽引<sup>けんいん</sup>走行中、衝突事故を起こし、トレーラーが大破した。



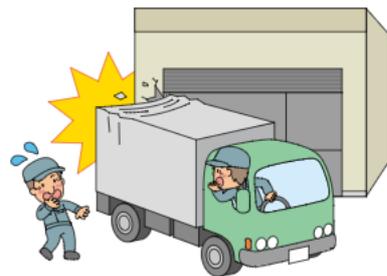
レンタル品であるパレットが夜間盗まれた。



### 借用不動産に関する賠償責任(受託不動産危険)

業務用に賃借している不動産をこわしたことについて、不動産の貸主または所有者に対して、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

間借りしている配送センター内でトラックの運転を誤り、建物の壁を大破させた。



### 第三者に関する賠償責任(施設・業務遂行危険、製造物・完成作業危険)

次の①から④までが原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①貴社が所有、使用または管理する施設

②貴社の業務の遂行

③貴社が製造、販売、供給した製品・商品など

④貴社が引き渡した作業の結果



荷物搬入中、台車を入口の自動ドアにぶつけてしまい、ドアのガラスをこわした。



搬入先にて一時的に借用したフォークリフトで走行中<sup>(注1)</sup>に搬入先の従業員をはねて、大ケガをさせた。



荷物搬入先で荷物の置き方の不備により荷物が崩れ落ち、搬入先の従業員にケガをさせた。

(注1) 自動車の所有、使用または管理に起因する事故は補償の対象外となりますが、施設構内(自社、他社は問いません。)での構内専用車の所有、使用または管理に起因する事故は補償の対象となります。



## オプションの補償



### サイバーテロを含む 情報漏えい事故も補償

個人情報・法人情報が漏えいしたこと、またそのおそれが生じたことにより、企業が負担する損害を補償します。サイバー攻撃（不正アクセス、ウイルス感染等）による損害賠償請求やマイナンバーの漏えいによる損害賠償請求にも対応しています。

※詳しくはP26 からP27 をご覧ください。



顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。



取引先にウイルス感染メールを送信し、取引先サーバー保管データが消去された。

上記以外にもさまざまなオプション補償を用意しております。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

## ≫ 保険料割引制度について

### フリート契約者割引（賠償ユニットが対象）

貴社が自動車保険のフリート契約者である場合で、「賠償プラス」物流業プランのご契約期間の初日時点でフリート契約に優良割引20%以上が適用されている場合、優良割引率に応じて保険料の割引を適用します。

※割引の適用には貴社のお申し出と自動車保険証券などのご提示が必要となります。

### 安全性優良事業所割引（賠償ユニット・休業ユニットが対象）

貴社が安全性優良事業所認定制度に基づく安全性優良事業所の認定を受けている場合で、認定を受けた事業所数の全事業所に対する割合が25%以上のとき、その割合に応じて保険料の割引を適用します。

※割引の適用には貴社のお申し出と認定証などのご提示が必要となります。



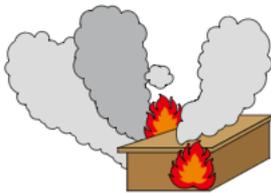
### 休業損失の補償

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

※対象物件の種類・場所(次ページ「対象物件」ご参照)によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは別冊P11以降をご覧ください。

#### ① 対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

##### 火災、落雷、破裂・爆発



事務所で火災が発生し、什器が焼失し、営業を休止した。

##### 盗難



倉庫に泥棒が侵入し、什器が盗まれたため、営業を休止した。

##### 風災・雹災・雪災



台風により倉庫が破損し、倉庫内の設備が吹き飛ばされたため、営業を休止した。

##### 水災



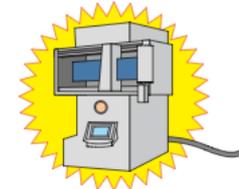
大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれたため、営業を休止した。

##### 建物の外部からの物体の衝突、飛来など



倉庫に車が突っ込み、建物がこわれたため、営業を休止した。

##### 電気的事故・機械的事故



過電流で機械がこわれたため、営業を休止した。

##### 給排水設備に生じた事故による水濡れなど



給水管が破損し、備品が水濡れしたため、営業を休止した。

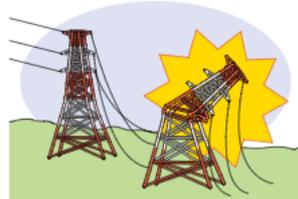
##### その他の不測かつ突発的な事故



機械を搬入中に誤って落とし、こわしてしまったため、営業を休止した。

#### ② 次の事由が発生した結果生じた休業損失など

##### 電気・ガス・水道等の供給の中断



事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。

##### 対象敷地内<sup>(注2)</sup>に面する道路における異常事態



集配所出入口の前でタンクローリーが横転し、避難命令がなされたため営業休止を余儀なくされた。

(注2) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

## 対象物件

- ① 貴社所有のすべての設備・什器等
- ② 貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③ 対象敷地内<sup>(注3)</sup>の貴社が占有する財物。  
ただし①の財物、商品・製品等および受託貨物を除きます。
- ④ 対象敷地内<sup>(注3)</sup>に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤ 対象敷地内<sup>(注3)</sup>へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥ 荷主が日本国内で占有する財物<sup>(注4)</sup>

(注3) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

(注4) ⑥の財物については、対象事故によって損害が生じ、貨物運送請負契約が中止された結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに限り保険金をお支払いします。

## 補償の対象となる休業損失の例

- 休業中の従業員の給与
- 営業利益の減少
- 仮店舗の賃借料の支払い
- など

## 次の保険金をお支払いします

### 休業損失保険金

てん補期間内の喪失利益（収益減少額 × 利益率）と収益減少防止費用の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額に対して、1事故につき休業ユニットのご契約金額を限度にお支払いします。

※事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象となりません。詳しくは別冊P11をご覧ください。

### 営業継続費用保険金

営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。



製造物・完成作業リスクに起因して他人の身体障害や財物損壊が発生、もしくはその「おそれ」がある場合に実施するリコール費用を補償します。

### 特長

- ① 2タイプの補償タイプからお選びいただけます
- ② 身体障害・財物損壊のおそれによるリコールも補償対象となります。\*
- ③ 従業員による異物混入によるリコールも補償対象となります。\*

※ リコール費用補償特約（日本商工会議所用）にご加入の場合

## タイプ別の補償内容

	リコール費用補償特約 (日本商工会議所用) <sup>(注1)</sup>	リコール費用限定補償特約 (日本商工会議所用) <sup>(注2)</sup>
身体障害または財物損壊が発生	○	○
身体障害または財物損壊のおそれ	○	×
異物混入(含む脅迫) ※食品または医薬品	○	×
消費期限・賞味期限・アレルギー物質・遺伝子組換え食品の表示誤り	○	×
対象製造物の回収等が被保険者以外のもので実施された場合の求償損害	○	×

○:補償の対象となります。

×:補償の対象なりません。

(注1) リコールの実施および事故の発生またはそのおそれが次のいずれかにより客観的に明らかになることが必要です。

- ① 被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等
- ② 被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告
- ③ 回収等の実施についての行政庁の命令

(注2) リコールの実施および事故の発生が次のいずれかにより客観的に明らかになることが必要です。

- ① 被保険者の行政庁に対する届出または報告等
- ② 回収等の実施についての行政庁の命令

### 事故例



製造したベビーカーについて、脚が折れてケガをするおそれが判明したため回収を行った。

補償特約

○  
対象

限定補償  
特約

×  
対象外



食品加工機械が爆発しヤケドを負った。原因究明のため事故の原因となった機械の検査、回収を実施した。

補償特約

○  
対象

限定補償  
特約

○  
対象

## リコール特約の補償限度額

	リコール費用補償特約 (日本商工会議所用)	リコール費用限定補償特約 (日本商工会議所用)
支払限度額(保険期間中)	1億円もしくは3,000万円の2パターンからご選択ください。	
免責金額(1事故あたりの自己負担額)	なし	
1回の回収あたりの支払限度額	損害の額×90%	

# 対象となる製品

被保険者が製造、加工、販売または供給を行った日本国内に存在する財物<sup>(注)</sup>となります。

(注) その財物を原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物を含みます。

# お支払いする主な保険金の種類

対象製品の回収等を実施するうえで必要かつ有益なもので、実際に対象商品の回収等の実施を目的とするものにかぎります。

## ① 回収(リコール)費用

回収のために実際に要した輸送費用、通信費用等の費用をいいます。

## ② 社告費用

新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどによる社告費用をいいます。

## ③ 回収製造物の廃棄費用

## ④ 回収製造物の修理費用<sup>(注)</sup>

## ⑤ 代替品の製造原価・仕入原価または回収製品と引換えに返還する対価<sup>(注)</sup>

被保険者の利益を控除した額となります。

など

(注) リコール費用限定補償特約(日本商工会議所用)では補償の対象となりません。

# 保険金のお支払い事例

お支払い額	事故の概要
5,000万円	製造販売した調味料が雑菌繁殖し回収した。
3,618万円	電熱シート部が発熱・溶解しカバーに焦げをつくり、穴が開いたとのフレームが入ったため、販売を中止し回収をした。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払い保険金の額は異なります。

# 重要 保険金をお支払いできない主な場合

## 1. リコール費用補償特約、リコール費用限定補償特約 共通

- 契約者、被保険者、これらの代理人の故意もしくは重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
- 対象製造物の自然の消耗、摩滅、錆、かび、むれ、腐敗、変質、変色など
- 保存期間または有効期間を限定して製造、販売等を行った対象製造物の同期間経過後の品質劣化
- 核燃料物質による事故
- 対象製造物の修理または代替品のかし
- 牛海綿状脳症(BSE)または感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症またはそれらのおそれ
- 次の財物のかしに起因する回収等
  - ①自動車、原動機付自転車および自転車
  - ②電池、ACアダプターまたは充電器
  - ③チャイルドシート
  - ④たばこまたは電子たばこ
  - ⑤武器
  - ⑥航空機
  - ⑦血液製剤
- 初年度契約日(注)より前に、契約者または被保険者が、事故の発生を知った場合もしくは知ったと合理的に推定される場合など

## 2. リコール費用補償特約部分

- 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為
  - 被保険者(法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行機関を含みます。)
- 対象製造物の効能、性能に関する不当な表示または虚偽の表示
- 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 など

## 3. リコール費用限定補償特約部分

- 契約者、被保険者、これらの代理人以外の者による脅迫行為または加害行為 など

(注) 初年度契約日は、本制度または中小企業PL保険制度におけるリコール特約に最初に加入した日(一度脱退した場合は、再度加入した日)となります。



情報漏えいが発生したこと、またはそのおそれが生じたことにより企業が負担する損害を補償します。

### 特長

- ① 個人情報のみならず、法人情報、マイナンバーのみの漏えいも補償対象
- ② 使用人等の故意や、委託先での情報漏えいリスクにも対応
- ③ サイバー攻撃(不正アクセス、ウイルス等)による損害賠償請求にも対応

## 補償内容

### 1 損害賠償に関する補償

業務を遂行するにあたり、偶然な事由により個人情報または法人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、被保険者に対して保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### 損害賠償金

■被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

#### 争訟対応費用

■損害賠償請求に対処するために支出した文書作成費用、交通費、宿泊費など

#### 権利保全費用

■他人に損害賠償請求できる場合に、その権利を行使するために支出した費用

#### 争訟費用

■事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用

#### 協力費用

■損保ジャパン日本興亜が貴社(被保険者)に代わり解決への対応を行う場合に、貴社(被保険者)が協力のために支出した費用

### 2 費用に関する補償

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合において、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うこと等を要件として、事故通知日から180日以内に行った対応策を実施するために被保険者が支出した費用を補償します。

#### マスコミ対応費用・公告費用

■謝罪や再発防止に向けた取り組みの公表などを目的として、テレビでの会見や新聞への広告掲載を行うために支出した費用

#### 通信費用

■被害者への謝罪文の作成・送付のために支出した費用

#### 見舞費用

■被害者への見舞品の購入・送付のために支出した費用

#### コンサルティング費用

■対応策等のコンサルティングを受けるために支出した費用

#### 事故原因調査費用

#### 臨時対応費用

#### 損害賠償請求費用

■他の事業者に事故原因があるような場合に、その事業者へ損害賠償請求を行うために支出する費用

### 3 ネットワーク危険に関する補償

被保険者の業務を遂行するにあたり、①コンピューターウイルスの感染、②被保険者以外の者による不正アクセス、③電子メールにより発信した電子情報のかし、により被保険者に対して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

お支払いする保険金の種類は法律上の損害賠償金、争訟費用、争訟対応費用、権利保全費用、協力費用となります。

# 保険金支払限度額(てん補限度額)

次の4つのタイプからご選択いただきます。

	支払限度額(1事故・保険期間) <sup>(注1)</sup>		免責金額 (賠償・費用毎) <sup>(注4)</sup>
	損害賠償に関する補償 <sup>(注2)</sup> ネットワーク危険に関する補償	費用に関する補償 <sup>(注3)</sup>	
A	1,000万円	100万円	10万円
B	5,000万円	500万円	10万円
C	1億円	1,000万円	10万円
D	3億円	3,000万円	10万円

(注1) 支払限度額は、1事故かつ保険期間中通算の支払限度額となります。

(注2) 争訟対応費用はタイプに関わらず支払限度額(1事故・保険期間)1,000万円となります。

(注3) 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に限りです。見舞費用については個人情報1件につき1,000円限度となります(従業員等に対する見舞費用は支払対象外です。)

(注4) 争訟費用、争訟対応費用、権利保全費用、協力費用については免責金額は適用されません。

## 保険金のお支払い事例

お支払い額	事故の概要
544万円	ダイレクトメール発送の際に顧客番号の入力ミスにより封入ミスが発生し、該当客に対して個別対応処理費用が発生した。
269万円	ノートパソコンが盗難に遭い、個人情報を含むデータが紛失。

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払い保険金の額は異なります。

## 重要 保険金をお支払いできない主な場合

### 1. 損害賠償に関する補償・費用に関する補償共通

- 記名被保険者(注1)の故意または法令に違反することを知りながら(注2)行った行為に起因する情報漏えい等
- 記名被保険者が、初年度契約の保険期間の初日より前に情報漏えい等が発生していることを初年度契約の保険期間の初日に知っていた場合
- 客観的に発生的事実が確認できない情報漏えい等
- 偽りその他不正な手段により取得した情報に発生した情報漏えい等
- 記名被保険者の父母、配偶者、子または同居の親族からの損害賠償請求
- 情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことに起因してなされた損害賠償請求
- 記名被保険者が本人に対して情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因してなされた損害賠償請求
- 日本国外で提起された損害賠償請求

### 2. 損害賠償に関する補償部分

- 被保険者の情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に発生した法令違反

- 被保険者が、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて行う情報の取扱い
- 履行不能または履行遅延
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が支出したか否かを問わず、違約金に起因する損害賠償請求
- 記名被保険者の役員または情報共同利用者等からなされた損害賠償請求
- 被保険者が第三者へ情報を提供したり、その取扱いを委託したことが情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求
- 被保険者が第三者と情報を利用して利用したことが情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求
- 被保険者が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、情報漏えい等に該当するとしてなされた損害賠償請求

### 3. 費用に関する補償部分

- 個人情報以外の情報の流出
- 記名被保険者でのみ使用可能な商品券の購入費用および発送費用や記名被保険者の商品、役務等の提供またはこれらの対価の減免にかかる費用
- 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店が書面による個人情報漏えい等の通知を受領した日から180日を超えて被保険者が被る

### 損害

- 記名被保険者の使用人等に対する見舞費用

### 4. ネットワーク危険に関する補償部分

- この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求
- 電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の動きをするものをいいます。)に起因する損害賠償請求
- ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求
- 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
- 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した(対価の有無を問いません。)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
- 被保険者以外の者に管理を委託されたまたはメンテナンスを行った(対価の有無を問いません。)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求

(注1) 記名被保険者が法人である場合には、その役員とします。

(注2) 知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

など



# オプション特約の概要

オプション特約の概要は次のとおりです。

	対象プラン			特約の名称	特約の内容
	ビジネスプラン	工事業プラン	物流業プラン		
賠償ユニット	○			リコール費用補償特約 (日本商工会議所用)	貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物のかしまたは異物混入のおそれ に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊の発生もしくはそのおそれがある場 合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造 物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被 る損害に対して、保険金を支払う特約です。
	○			リコール費用限定補償特約 (日本商工会議所用)	貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物のかしに起因して、他人の身体 の障害または財物の損壊が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止を目的と して日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することによ り生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約です。
	○	○	○	情報漏えい補償特約	業務を遂行するにあたり、貴社が被った以下の経済的損害を補償する特約です。 ア. 情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに起因して、日本国内において損 害賠償請求がなされたことにより被る損害 イ. 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに起因して、損保ジャパン日 本興亜への通知日から180日以内に行った企業ブランド価値のき損を防止・軽 減するための対応策を実施するために支出した費用 ウ. ①コンピューターウイルスの感染、②被保険者以外の者による不正アクセス、 ③電子メールにより発信した電子情報のかし、に起因して、日本国内において 損害賠償請求がなされたことにより被る損害
	○	○	○	第三者医療費用 補償特約	日本国内で発生した次のア. からウ. までの事故のいずれかによって、第三者が被っ た身体の障害に関し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパン日本興亜の 同意を得て支払うことにより被る損害に対して、保険金を支払う特約です(注1)。 (被害者1名について50万円、ご契約期間を通じて1,000万円限度) ア. 貴社の業務の遂行による事故 イ. 貴社が所有または賃借する施設での事故 ウ. 貴社が所有または賃借する施設に隣接する道路上での事故
	○			傷害見舞費用 補償特約	利用者が施設内において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に障害を 被り、その直接の結果として、亡くなられた場合または医師の治療を受けた場合に、 貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、傷害見舞費用保険金(死亡 見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金および通院見 舞費用保険金)を支払う特約です(注1)(注2)。(被傷者1名につき、死亡見舞費用 保険金、後遺障害見舞費用保険金は合算してご契約期間を通じて30万円限度、入 院見舞費用保険金は1回の事故につき10万円限度、通院見舞費用保険金は1回 の事故につき5万円限度)
	○			食中毒・感染症 利益補償特約	次のア. からウ. までに掲げる事故により、貴社の営業が休止または阻害されたために生 じた損失に対して、保険金を支払う特約です。(1事故につき、特約のご契約金額限度) ア. 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品 に起因する食中毒の発生(食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出の あったものに限り、ます。) イ. 施設が食中毒の原因となる病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合 における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置 ウ. 施設において感染症が発生した場合における保健所その他の行政機関による施 設の消毒・隔離その他の措置
	○			製造物災害 補償特約	製造物と相当因果関係がある事故によって第三者が傷害を被り、その直接の結果 として、亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が見舞費用を支払 うことにより被る損害に対して、見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害 見舞費用保険金)を支払う特約です(注1)(注2)。(被傷者1名につき、ご契約期間 を通じて300万円限度。特約の支払限度額はご契約期間を通じて1億円限度)

	対象プラン			特約の名称	特約の内容
	ビジネスプラン	工事業プラン	物流業プラン		
賠償ユニット		○		身体の障害・財物の損壊発生時の工事遅延損害補償特約	原因事故(注3)が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(注4)(注5)
		○	○	建具等修理費用補償特約	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。
			○	受託貨物危険オールリスク補償特約	<p>列挙危険による場合だけでなく、破損、汚損などを含めたさまざまな偶然な事故によって生じた受託貨物の財物の損壊に起因する損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※この特約をセットいただいた場合でも補償対象とならない事故や貨物の種類によりましては保険金をお支払いする条件が制限される場合があります。P19のオプションの補償をご覧ください。</p>
物損害ユニット	○			現金盗難損害補償特約(ワイドプランのみ)	別冊P5の③通貨等盗難損害保険金の限度額を1事故100万円から1,000万円に引き上げる特約です。
	○			情報メディア等損害補償特約	コンピュータウイルス、不正アクセスなどの事故により、記録媒体およびプログラム、データなどに生じた損害について、物損害ユニットのご契約金額を限度に保険金をお支払いする特約です。(注6)ただし、物損害ユニットで損害保険金が支払われる場合は、その額を差し引いてお支払いします。
	○			冷凍損害補償特約	冷凍・冷蔵装置の機能停止などに起因する温度変化によって、対象事故により保険の目的(保険の対象)である商品・製品等に損害が生じた場合について、物損害ユニットのご契約金額を限度に保険金をお支払いする特約です。
		○		工事中仮設備・工事中機械器具補償特約(ワイドプランのみ)	事故により工事中の仮設備や建設用工作車(注7)などに損害が生じた場合、別冊P9保険金の種類①から⑥までの保険金をご契約期間を通じて500万円を限度としてお支払いします。なお、「①補償対象物の復旧費用」については、損害が生じた補償対象物の時価により定めます。

(注1) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となりますが、「損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「損害賠償金」に充当されます。

(注2) 見舞金の支払いには、損保ジャパン日本興亜の同意が必要です。

(注3) 保険金のお支払いの対象となる施設・業務遂行危険に起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注4) 1回の事故につき、500万円または工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金のいずれか低い額を限度にお支払いします。

(注5) 損害賠償金と合算して、ご契約金額が限度となります。

(注6) 自己負担額(8万円または損害の額の10%のいずれか高い額)を差し引いてお支払いします。

(注7) 道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長もしくは都道府県交付の標識(臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。)を受けているものは対象となりません。

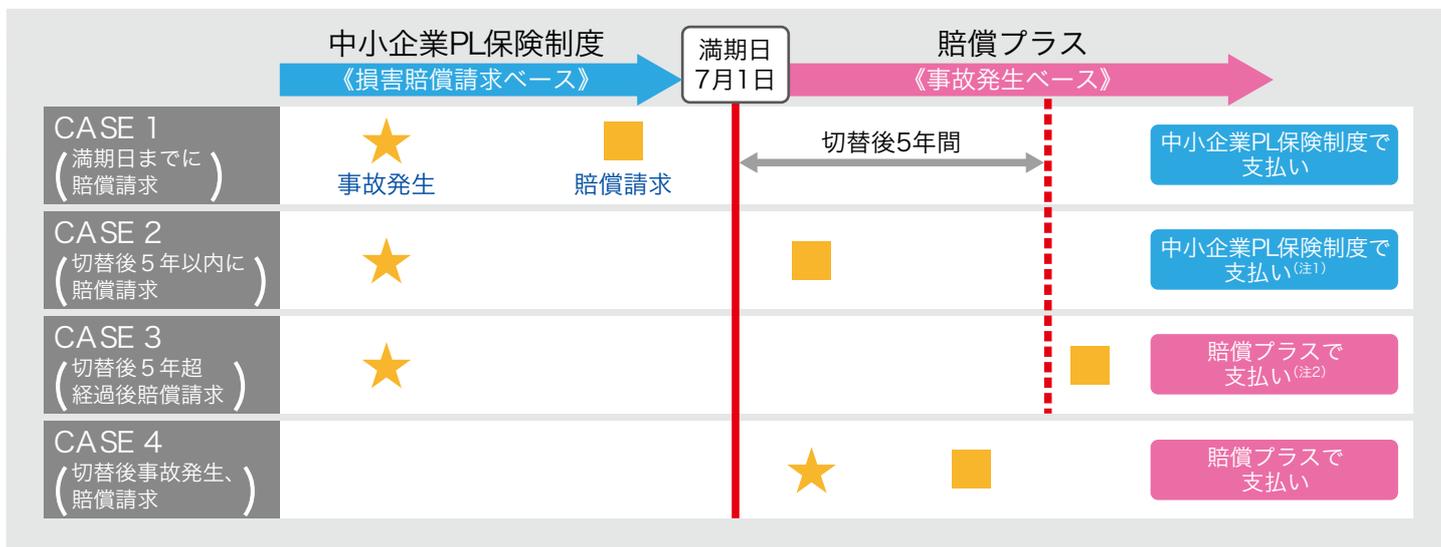
## 1. 中小企業PL保険制度ご加入の方へ

### (1) 中小企業PL保険制度について

- ① **中小企業PL保険制度は途中で解約手続きができません。**
- ② 中小企業PL保険制度とビジネス総合保険制度「賠償プラス」は補償が重複する部分があります。  
補償が重複する場合はご希望の内容よりも補償が過大になったり、不要な保険料をご負担いただくこととなりますので、十分にご確認ください。
- ③ 中小企業 PL 保険制度は「初年度契約日（制度に最初に加入した日、一度脱退した場合は、再度加入した日）」以降に発生した事故について、**保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた**ことをもって保険金支払いの対象事故とする、いわゆる「損害賠償請求ベース」の保険制度です。

### (2) ビジネス総合保険制度「賠償プラス」について

ビジネス総合団体保険制度「賠償プラス」の賠償責任の補償は**保険期間内に発生した事故について、被保険者に対して損害賠償請求がなされた**ことをもって保険金支払いの対象事故とする、いわゆる「事故発生ベース」の保険制度です。  
したがって、**中小企業 PL 保険制度の保険期間終了後に受けた賠償請求についての対応については下表をご覧ください。**



- (注1)  請求がなされるおそれのある事故またはその原因もしくは事由の発生を認識したのち、遅滞なくその事故または事由の具体的状況を書面にて通知を行うことが必要です。
- (注2)  以下の条件をすべて満たす場合に限り、賠償プラスの保険期間発生前に発生した事故について保険期間中になされた損害賠償請求についても、その事故が保険期間中に発生したものとみなして保険金を支払います。
- 保険期間中になされた損害賠償請求が「中小企業PL保険制度」を加入者が継続していたならば、保険金支払の対象となつたと認められる事故に起因する損害賠償請求であること。
  - その「中小企業PL保険制度」では、保険金が支払われないこと。
  - 損害賠償請求がなされた時の保険契約が、「中小企業PL保険制度」から切り替えられた契約であること(保険期間が途切れることなく継続されていること)

### (3) ビジネス総合保険制度「賠償プラス」リコール特約について

ビジネス総合保険制度「賠償プラス」のリコール特約は保険期間内にリコールの発生通知を行った場合にのみ保険金支払いの対象事故となります。なお「初年度契約日（本制度または中小企業PL保険制度におけるリコール特約加入日）」以前に回収原因の事故の発生またはそのおそれが生じていることを知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるときは補償の対象とはなりません。  
したがって、**「賠償プラス」リコール特約にご加入される場合で、中小企業PL保険制度リコール特約にご加入されていた場合は、中小企業PL保険制度リコール特約の初年度契約日をご申告ください。**

## 2. 日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度にご加入の方へ

ビジネス総合保険制度「賠償プラス」の情報漏えい補償特約は「初年度契約日（本制度の情報漏えい補償特約または日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度に最初に加入した日）」より前に、すでに情報漏えいの発生を知っている場合や知っていたと合理的に推定できる場合は補償の対象とはなりません。  
したがって、**「賠償プラス」情報漏えい補償特約にご加入される場合で、日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度にご加入されていた場合は、日本商工会議所情報漏えい賠償責任保険制度の初年度契約日をご申告ください。**

# 特にご注意いただきたいこと

## I 契約締結時における注意事項

### 1 告知義務と告知事項

ご加入者または記名被保険者の方には、告知事項(加入依頼書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### 2 加入者証について

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 3 クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 4 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## II 契約締結後における注意事項

### 1 通知義務等

(1)ご加入後に、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

#### <通知事項>

- 加入依頼書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること<sup>(注)</sup>

(2)ご加入者、記名被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 加入依頼書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜までご通知いただく必要はありません。)

### 2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## III 万一事故にあわれたら

### 1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、右記事故サポートセンターへご連絡ください。遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

#### 【事故サポートセンター】

**0120-727-110** おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午後5時～翌日午前9時  
 土日祝日:24時間(12月31日～1月3日を含みます。)  
 ※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

### 2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書など</li> <li>■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書など</li> <li>■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など</li> </ul>
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書など
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※1) 損害とは保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

### 3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 4 示談交渉について

(1)示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全部または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

(2)賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および損保ジャパン日本興亜は契約者と被害者(相手方)との示談交渉に関するご相談の受付など、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および損保ジャパン日本興亜は、被害者(相手方)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

## IV その他ご注意いただきたいこと

### 1 ご契約期間について

- (1)この保険のご契約期間は1年間です。
- (2)保険責任は保険期間の初日の午後4時(加入依頼書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

### 2 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

### 3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 4 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
  - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

#### 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



**0570-022808** (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」 「お支払いする保険金の内容」 「保険金をお支払いできない主な場合」等につきましては、別冊を必ずご参照ください。

#### お問い合わせ先

【商工会議所名】	【取扱代理店】
【担当営業店】	
<受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)	
【募集文書作成担当店】 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL 03-3593-6436 <受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)	